

公益社団法人砂防学会役員候補者の選挙について

第4期選挙管理委員会

公益社団法人砂防学会定款第21条第1項による役員
の選任のため、公益社団法人砂防学会役員選出規程に基
づき役員候補者の選挙を実施することになりました。な
お、役員の数定数は定款第20条により理事25名以上30
名以内、監事2名以内となっております。役員候補者選
挙の概要は下記のとおりです。

記

1. 役員候補者選挙の被選挙者の種類

役員候補者選挙の被選挙者には、①推薦委員会推薦候
補者、②自薦候補者、③他薦候補者の3種類があります。
推薦委員会推薦候補者は砂防学会の役員候補者推薦委員
会が推薦する候補者(正会員)です。自薦候補者は推薦
委員会推薦候補者以外で自ら立候補を届け出た候補者
(正会員)です。他薦候補者は推薦委員会推薦候補者お
よび自薦候補者以外で他の正会員から推薦された候補者
(正会員)です。

2. 自薦候補者・他薦候補者の受付

自薦候補者または他薦候補者は選挙管理委員会が定め
た期間内に、自薦候補者については別紙様式1の届出書
により、他薦候補者については別紙様式2の届出書によ
り選挙管理委員長に届け出るものとします。なお、他
薦候補者を推薦する者は、当該届出前に推薦する候補者
の同意を得る必要があります。

3. 投票と役員候補者の決定

- (1) 選挙は、推薦委員会推薦候補者、自薦候補者、他薦
候補者の氏名、また、他薦候補者の場合は推薦者名
等を記載した所定の投票用紙を用い、郵便投票によ
り行います。
- (2) 投票は無記名連記で行います。
- (3) 次に該当する投票は無効とします。
 - 1) 正規の投票用紙を用いていないもの
 - 2) 定数を超過して投票したもの
 - 3) 投票締切日以降の消印のもの
 - 4) その他、選挙管理委員会で無効と判定したもの
- (4) 有効投票総数の過半数の賛成を得た者の中から、得
票数の多い順に役員定数の枠に達するまでの者を役
員候補者とします。なお、有効得票数が同数の場合
は年長の順に決定します。
- (5) 選挙結果は砂防学会ホームページおよび砂防学会誌
(Vol.70, No.6)に掲載します。

4. 役員候補者推薦委員会による推薦候補者

砂防学会役員推薦候補者推薦委員会委員長は平成29
年10月10日に公益社団法人砂防学会の発展を担う役員
にふさわしい者として次のとおり、推薦委員会推薦候補
者名簿を選挙管理委員会および会長に提出しました。

I 理事推薦候補者(敬称略、五十音順)

井良沢道也 岩手大学
大野 宏之 (一財)砂防・地すべり技術センター
岡本 敦 国土技術政策総合研究所
小川紀一郎 アジア航測(株)

小川内良人 国土防災技術(株)
海堀 正博 広島大学
笠井 美青 北海道大学
亀江 幸二 (一財)砂防フロンティア整備推進機構
久保田哲也 九州大学
小杉賢一朗 京都大学
五味 高志 東京農工大学
権田 豊 新潟大学
笹原 克夫 高知大学
里深 好文 立命館大学
三森 利昭 森林総合研究所
執印 康裕 宇都宮大学
杉浦 信男 (公社)砂防学会
田下 昌志 長野県
田中 隆文 名古屋大学
田村 圭司 国土交通省利根川水系砂防事務所
地頭菌 隆 鹿児島大学
西井 洋史 土木研究所
原口 勝則 国際航業(株)
平松 晋也 信州大学
藤田 正治 京都大学
堀田 紀文 東京大学
松尾新二郎 日本工営(株)
山下伸太郎 建設技術研究所(株)
山田 孝 北海道大学
渡 正昭 (一社)全国治水砂防協会

II 監事推薦候補者

逢坂 興宏 静岡大学
峯村 徹哉 神奈川県

5. 選挙日程(今後の予定)

- (1) 自薦候補者・他薦候補者の応募締め切り
平成29年12月8日(金)
- (2) 投票用紙の発送
平成29年12月22日(金)
- (3) 投票の締め切り
平成30年2月2日(金)
- (4) 開票および集計
平成30年2月7日(水)
- (5) 選挙結果(役員候補者名簿)の会告(学会HP)
平成30年2月9日(金)
- (6) 選挙結果についての疑義受付と回答
平成30年3月9日(金)
- (7) 役員候補者名簿を理事会に提出
平成30年3月12日(月)
- (8) 役員を選任
平成30年5月16日(水)
定時総会において

6. 選挙管理委員会(敬称略、五十音順)

委員長 今泉 文寿 静岡大学
委員 酒井 敦章 (一財)砂防・地すべり技術センター
委員 佐野 寿聡 アジア航測(株)
委員 城ヶ崎正人 国土交通省
委員 萩原陽一郎 日本工営(株)

公益社団法人砂防学会役員選出規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人砂防学会定款第17条第3項に規定する理事又は監事（以下「役員」という。）の選任に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員選任議案の提案)

第2条 理事会は、役員を選任する総会に、役員候補者名簿を提案するものとする。

(役員候補者選挙)

第3条 前条の役員候補者名簿に記載する役員候補者は選挙を経て選出しなければならない。

(選挙管理委員会の設置)

第4条 前条の役員候補者を選出する選挙（以下「選挙」という。）の管理業務は、選挙管理委員会が行う。

2 選挙管理委員会は、正会員から選任された5人以内の委員をもって構成する。

3 選挙管理委員会委員は、第1項の選挙の事由が発生する12箇月前の日以後すみやかに理事会が選任する。

4 選挙管理委員会はその代表責任者として選挙管理委員長を定めなければならない。

(選挙管理委員会の業務)

第5条 選挙管理委員会は、選挙実施要領、推薦候補者名簿、立候補者・他薦候補者の受付要領、被選挙人名簿、選挙投票の締切日、選挙結果の広報方法、疑義に対する回答等を、学会の会告によって正会員に周知しなければならない。また、選挙管理委員会は、選挙実施要領、推薦候補者・自薦候補者・他薦候補者を記載した被選挙人名簿、選挙用紙、役員候補者名簿、疑義に対する回答等を作成しなければならない。

(有権者)

第6条 すべての正会員は、選挙の選挙権を有する。

(被選挙権)

第7条 選挙管理委員会委員を除く全ての正会員は選挙の被選挙権を有する。

(推薦委員会)

第8条 推薦候補者を選出するため、推薦委員会を設置することができる。

2 推薦委員会委員は、役員以外の正会員8名以内で組織し、委員の選出は、役員改選を行う総会の直近の総会において、出席正会員の議決権の過半数で決議する

ものとする。

3 推薦委員会委員は選挙管理委員会委員を兼ねることはできない。

4 推薦委員会はその代表責任者として、委員の互選により推薦委員長を定めなければならない。

5 推薦委員会は、学会員の研究領域、学会員の職域、学会員の地域分布などを考慮して推薦候補者を選出するものとする。なお、推薦委員会は推薦する候補者の同意を得なければならない。

6 推薦委員長は、推薦候補者（以下「推薦委員会推薦候補者」という。）の名簿を選挙管理委員長及び会長に提出しなければならない。

(立候補者及び推薦候補者の受付)

第9条 選挙管理委員長は、前条第6項の名簿を受理した後は、速やかにその名簿を会告するとともに、正会員に対し、予め期日を定めて役員候補者の立候補又は推薦委員会推薦候補者以外の推薦を受け付けなければならない。

2 役員候補者に立候補する者（以下「自薦候補者」という。）又は推薦委員会推薦候補者以外の役員候補者（以下「他薦候補者」という。）を推薦する者は、前項の選挙管理委員会が定めた期日までに、自薦候補者については別紙様式1の届出書により、他薦候補者については別紙様式2の届出書により選挙管理委員長に届出なければならない。なお、他薦候補者を推薦する者は、当該届出前に推薦する候補者の同意を得なければならない。

3 選挙管理委員会は、第1項及び前項の自薦候補者、他薦候補者、推薦委員会推薦候補者を取りまとめて被選挙者名簿を作成する。

(選挙)

第10条 選挙は、自薦候補者、他薦候補者、推薦委員会推薦候補者の氏名、他薦候補者、推薦委員会推薦候補者の場合は推薦者等を記載した所定の投票用紙を用いる郵便投票とする。なお、推薦者としては、推薦委員会である場合と個人による場合がある。

2 投票は無記名連記で行う。

(投票の効力)

第11条 次の各号に該当する投票は無効とする。

(1) 正規の投票用紙を用いていないもの

(2) 定数を超過して投票したもの

(3) 第5条の選挙実施要領に記載された投票締切日以降の消印のもの

(4) その他、選挙管理委員会が無効と判定したもの

(開票)

第12条 選挙管理委員会は、正会員から返送されてきた投票用紙を、少なくとも3名以上の選挙管理委員会委員立会いのもとで厳正に集計しなければならない。

(立会)

第13条 選挙管理委員長は、開票事務に支障のないと判断した場合は、開票に際し正会員の任意の立会いを認めることができる。

(役員候補者の選出)

第14条 選挙管理委員会は、正会員から返送されてきた投票用紙を集計し、投票総数の過半数の賛成を得た者の中から、得票数の多い順に役員定数の枠に達するまでの者を役員候補者とする。

2 有効得票数が同数の場合は年長の順で決定する。

(役員候補者名簿の提出)

第15条 選挙管理委員長は、選挙結果を会告するとともに、役員候補者名簿を理事会に提出しなければならない。

(選挙結果への疑義)

第16条 選挙結果に疑義のある正会員は、前条の会告後2週間以内に文書で、その理由を付して選挙管理委員長あてに申し出ることができる。

(疑義に対する回答期限)

第17条 選挙管理委員長は、前条の申し出を受けた場合は、2週間以内に審議結果を申し出た者に回答し、その回答書を疑義の申し出書とともに正会員に会告しなければならない。

(規程の変更)

第18条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この規程は平成25年4月1日から適用する。

公益社団法人砂防学会理事， 監事推薦候補者届出書

公益社団法人砂防学会 4 期役員候補者選挙管理委員会

委 員 長 今 泉 文 寿 殿

公益社団法人砂防学会第 4 期役員候補者選挙に
理事候補者
監事候補者 (どちらか一方に○を付してください。)
として以下の正会員を推薦致します。

平成 年 月 日

正会員 ふりがな _____
氏名 _____ (印)

現住所 〒 _____

連絡先電話 _____

E-mail アドレス _____

会員番号 _____

推薦候補者

正会員 ふりがな _____
氏名 _____

現住所 〒 _____

連絡先電話 _____

E-mail アドレス _____

会員番号 _____

同意書

公益社団法人砂防学会第 4 期役員候補者選挙の _____ 候補者としての推薦を受けることに同意します。

平成 年 月 日

公益社団法人砂防学会 正会員

氏名 _____ (印)

届出書 宛先 公益社団法人砂防学会 事務局

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4

砂防会館別館 A 棟 3 階

TEL 03-3222-0747

FAX 03-3230-6759

E-mail : sabou@js5.so-net.ne.jp